

「“福得”トリプルキャンペーン」における プレミアム付き共通商品券発行事業の商品券換金に関する内規

本内規は、「“福得”トリプルキャンペーン」におけるプレミアム付き共通商品券発行事業実施内容でいう、「15. 換金方法」及び「16. 換金手数料」の詳細を定めるものである。

1. 換金方法

- ① 「福島市地域活性化共通商品券換金請求書」に必要事項を記入し、使用済み商品券（裏面に店名を記入・押印したもの）を添えて指定日に商工団体へ提出する。
- ② 商工団体は、換金請求書・使用済商品券を確認し、所定の換金手数料を差引いて原則小切手で支払う。

2. 換金手数料

- (1) 小売業については「プレミアム付き共通商品券発行事業参加料に関する内規」に定めた小売業の店舗規模により、下記の手数料を徴収する。
なお、大規模店において、支店等が大規模店に該当しない場合（店舗面積が1,000㎡未満）は、その店舗面積によって中規模店の扱いとする。
また、大規模店内のテナントは大規模店とみなすものとする。

〈小売業〉

- ① 小規模店（店舗面積300㎡未満） ～商品券1枚につき額面の**2%**
- ② 中規模店（店舗面積300㎡～1,000㎡未満） ～商品券1枚につき額面の**4%**
- ③ 大規模店（店舗面積1,000㎡以上） ～商品券1枚につき額面の**4%**

- (2) 小売業以外の業種については、下記の手数料を徴収する。

〈小売業以外〉

一律 商品券1枚につき額面の**2%**

3. 換金日・換金場所・換金時間

換金日・換金場所・換金時間は、下記の通りとし、それ以外の換金は行わない。

◆換金日	平成26年	12月	5日(金)・15日(月)・25日(木)
	平成27年	1月	6日(火)・15日(木)・26日(月)
	〃	2月	5日(木)・16日(月)・25日(水)
	〃	3月	4日(水)・9日(月)

◆換金場所 福島商工会議所、飯坂町・松川町・飯野町商工会

◆換金時間 午前10時～午後4時

(実施日) この内規は、平成26年9月24日より実施する。